

第十六回 参議院建設委員会會議録第十八号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午前十時五十二分開会

委員の異動

七月二十四日委員三輪貞治君辭任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 石川 清二君
- 理事 石井 桂君
- 委員 石川 榮一君
- 委員 石坂 豊一君
- 委員 小澤久太郎君
- 委員 鹿島守之助君
- 委員 赤木 正雄君
- 委員 高木 正夫君
- 委員 江田 三郎君
- 委員 小笠原二三男君
- 委員 近藤 信一君
- 委員 田中 一君

- 政府委員 調達庁次長 堀井 啓治君
- 建設政務次官 南 好雄君
- 建設大臣官房長 石坂 二朗君
- 建設省計画局長 渡江 操一君
- 事務局側 常任委員 武井 篤君
- 会専門員 菊地 璋三君
- 常任委員 菊地 璋三君

本日の会議に付した事件
○土地収用法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第十六部 建設委員会會議録第十八号 昭和二十八年七月二十七日【参議院】

○委員長(石川清二君) それでは只今から建設委員会を開会いたします。本日は日程に御報告申し上げます。

○委員(石川清二君) 小笠原委員から前回の質疑の過程において政府側から答弁しなければならぬようなことがあるという御趣旨でございますが……

○政府委員(渡江操一君) この前主として御論議がございましたのは、幹旋委員の職務権限がやはり明確性を欠いているのではないかという点でございます。その御論議がございました。そこでそれに対しては補足いたしました。質疑問が或る程度繰返されてはおりますが、説明を附加させていただきますと思っております。

その一つは、幹旋が当事者に拘束力を持つかどうかという点でございますが、これはもうこの御審議の際にいろいろ御議論がございましたように、当事者の合意をまとめるためにやるものではございませんが、それは飽くまでも当事者の了解を得るという前提に立つて幹旋案が成立するという関係になつておりますので、幹旋が出たそれ自体が法的拘束力を当事者に加えるというところは、当事者の意思に反して拘束力が加えられるということは、これは全然ないと思っております。

それからこの幹旋と収用委員会の本手續における裁決との相違点、これは石川先生から多少お話がございましたが、この点について若干申し上げます。

○田中一君 今幹旋委員の権限の問題で御説明があつたのですが、それは政令か或いは施行細則か何かで表示しようというお考えですか。

○政府委員(渡江操一君) 政令その他で規定をいたしたいと思っております。

○田中一君 身分だけは幹旋委員として法律から定められると思うのです。身分だけは法律で定められておつても、一体権限がどこまであるのか、甚だ疑問なんです。結局幹旋委員の身分だけははつきりしていただけますか、甚だ疑問なんです。結局幹旋委員の身分だけははつきりしていただけますか、甚だ疑問なんです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

○田中一君 身分だけは幹旋委員として法律から定められると思うのです。身分だけは法律で定められておつても、一体権限がどこまであるのか、甚だ疑問なんです。結局幹旋委員の身分だけははつきりしていただけますか、甚だ疑問なんです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

土地を取得させるための幹旋委員会なんです。従つて又繰返しますけれども、政務次官が言うようにそれを全部、これは取得してはならないという答申もしてはいけないとは思つて、併し建前はどきどもその土地を起業者に対して渡そうという幹旋委員会なんです。そこに我々は疑問を持つので、どきども土地を起業者に取得させようという目的の幹旋委員会なら、それは何に照し合せて幹旋をするかという事です。恐らく裏には土地収用法という法律を裏付けとして幹旋をしようという事に違ひないのです。

もするとこれは一般の犠牲者のはうは
国税庁、いわゆる税務当局の強い線に
引つかりまして、大抵してやられて
いるのでありますから、折角幹旋委員
会が骨を折つて上げて、補償を相当に
上げまして、その大部分は税金に取
られてしまふという事態が現にあるの
です。こういう点もありませんので、
私どもは小さな問題、要するに全部と
は言いませんが、道路を建設する場合
に、僅か一メートル程度の土地を収用
する或いは斡旋をするというような場
合には大した問題ではないのでありま
すが、少くともダムのようなもの或い
は大きな河川の河口の拡張のような場
合にはこれは大きく影響して来るので
あります。そのたむことに建設当局が
国税庁との連絡をとつて、これは免税
措置にしてくれろということを出して
くることはなか／＼困難だろう、そうし
ますと結局あとになりまして、これは自
由契約でありますから、本人の自由
意思で売つた、相当の利潤を得ておる。
補償要項から言いますと、現在の土
地の買取価格は非常に高価なものであ
りますから、従いましてこれはその利
翰というものはこれは利益を得たと見
る。これは国税庁が見るのが当り前
だ。一方は土地収用によりまして損害
補償になつておる、売買でないから損
害補償であります。かけようがないの
です。そこは国税庁も知つておるの
ですが、少くともやはり収用にかけたの
でなければ一応建前として困るという
ことは、国税庁が、最近私どもが折衝
しまして言つておりました。そうい
う点から考えまして、土地収用にか
なければならぬような大きな問題は
別であります、少くとも相当に紛議

を起しておるようなものでありますか
ら、若し幹旋委員会が斡旋をして成功
いたしましたも、あと今の問題にかか
りまして、又紛議を繰返すということ
があり得るのです。こういう点もあり
ますので、この際は或る程度まで明確
にして欲しいと思ひます。
○政府委員(波江操一君) 現在国税庁
の長官から出ておるこの免税に対する
それ／＼の指導方針と申しますか、こ
れは文言の上では極めて明確に謳つて
ある。従つて土地の収用規定の発動の
ない場合であつても、この文言をその
通り解釈いたしますと、明らかに収用
法第三条の各号の一に掲げる趣旨に該
当するときはこの免税措置を取扱つて
おるこの租税特別措置法と申します
か、その第十四条の一項の規定を適用
することによつて取扱う、こういうこ
とを例規的に謳つてあるのです。謳つ
てあるのであります、併しそれなら
ば問題はないはずであります、實際
問題としてそれが末端の税務当局の取
扱ひになつて来るとその通り行なつて
おらない。こういう関係であらうと私
どもは想像しておるのです。従いまし
て今の関係につきましては、この例規
として通達されておる趣意によりまし
て、まあ幹旋委員がこの例規を運用し
まして税務当局に了解を求めるといふ
方法も可能でございます。それがどう
しても税務当局は収用委員会にかけな
ければできないというならば、これ又
それに応じた態勢というふうな場合に
よつては考へるといふふうにも場合に
行くなれば、おおむね今石川委員のお
つしやいました趣意については徹底で
きるのではないか、かように考へてお
りますし、又そういう方法において努

力をして、今後の運営につきまして私
どもとしましても努力して行く、こう
いうことにして参りたいというふう
に考へております。
○小笠原二三男君 今石川さんの質問
に計画局長としてそうお答えにならな
ければならない事情はわかりませうけ
れども、この今の改正法案の建前が明
確でないからそういう答弁しかできな
なつて来るんじゃないかと思はれる。
が、この土地収用委員会というの
は、都道府県知事の所轄だという規定の仕
方は、都道府県知事に土地収用につ
いての協議が整わないときに申請して、
それを収用委員会に廻して行くので
か、直接収用委員会に申請が
あるのですか、土地収用法のほうでは
……
○政府委員(波江操一君) それは直接
収用委員会に申請する、こういう形に
なつております。

○小笠原二三男君 ですからそうなり
ますと、一方土地収用の正規の手続は
土地収用委員会の方に直接かかる、
斡旋のほうは県知事のほうに斡旋を申
請して行く、そして県知事が任命す
る斡旋委員会といふもの、幹旋委員
は五人出る。それでこの斡旋委員会と
収用委員会というものの建前が、こう
何と申しますか、土地収用委員会の特
別委員会的な形で幹旋委員が出て一応
斡旋に乗り出す。それが協議整わない
とき収用委員会に上つて来る。こうい
うやり方でなくてこの二つを動かして
いる何と申しますか……それが別なん
です、だから別なところで、幹旋委
員会のほうで斡旋したものを土地収用
委員会に持つて行つて、免税措置がで

きるようにその通り裁決してもらえ
るかどうかは、全然委員会の何といま
すか、その成り立ちが違ひますから、
できるかどうかかわからないわけです
ね。従つてあなたのような御答弁にな
ると思つておるのですが、これが初めから
この法の建前からいつて、これは土地
収用委員会に斡旋を依頼するといふこ
とにし、斡旋の依頼を受けた場合には
土地収用委員会は幹旋委員を出してそ
うして斡旋させる。そうしてきて来
たものが協議が整つたら協議が整つた
上において素直にそのまま土地収用委
員会の決定なら決定にする。又幹旋委
員会のほうの協議が整わなければ、こ
の三カ月という期限を使つて又土地収
用委員会が裁決して行く。こういう
ふうに法の建前を変えて、都道府県知
事の任命といふことで幹旋委員会と収
用委員会との関係があまりいまいになつて
いるのをはつきり縦の系統に建て直せ
ば、今の免税措置というふうなもの
はおのずから解決できるんじゃないでし
ょうか。而も石川さんの質問に對して
その都度々々適宜にやれるのだといふ
ようなことを言つていますが、私も
実例として、それは当事者間の協議が
できた場合に免税措置もできるんだと
いうような通達があるのかないのかと
言つておるのです。これは運動や請願
をそれ／＼の税務署長に對してやらな
ければこれもできないし、又やれるん
だとは言ふけれどもやれない、できな
いとも言われる。そこでいろいろ面倒
な問題が起つて来ると思つておるの
です。そういうことを法律的にはつきりさせ
るといふほうがいいのじゃないだろ
うか、私は考へるのですが、そこでそ
のたに幹旋委員会と土地収用委員会と

がどういふ関係に成り立つてゐるもの
か、この法ではいまいなように私は
思つておる。全然土地収用委員会が推
薦するものを一人、或いはそれが推薦
する学識経験者等がありますが、そう
いふものが推薦したからと言つて、土
地収用委員会は何の権限も何の責任も
ないわけでは、幹旋委員会に對しては
……だからこれは非常にいまい
なつて来る。幹旋委員会のほうは府県
知事が任命するんでしよう。それから
土地収用委員会は都道府県知事が形式
上は任命したつて、都道府県知事にコ
ントロールされる委員会ではないわけ
です。そういう点がいまいだと思わ
れるんですが、如何でしょう。

○政府委員(波江操一君) この免税措
置そのものに関連して、やはり国税当
局の考へ方というものは二通りある
といふふうには私どもは想像してゐるわ
けでございますが、つまり今お話が出
ましたように当事者の協議或いは当事
者のいわゆる民法上の契約という形で
行われた金銭補償その他の取扱ひは、
これは実質的な補償であつても、そ
れは売買契約を基本とした所得である
といふ考へ方を恐らく強く持つてゐる
のじゃないか、かように考へます。そ
こでそれが収用委員会の裁決という形
になつた場合に、これは裁決というも
のを表面に出すわけでありまして、当
事者の合意といふものはその間に介入し
ておられない、こういう考へ方で、い
わゆるこれは免税措置を取扱つても何
らそこにあれがないという点で、今の
国税庁長官のつまり通達なりも、法律
的にはつきりと明確にする立場と、そ
うでない立場をはつきり取扱つてゐる
のじゃないか、幹旋といふ問題に引つ

がどういふ関係に成り立つてゐるもの
か、この法ではいまいなように私は
思つておる。全然土地収用委員会が推
薦するものを一人、或いはそれが推薦
する学識経験者等がありますが、そう
いふものが推薦したからと言つて、土
地収用委員会は何の権限も何の責任も
ないわけでは、幹旋委員会に對しては
……だからこれは非常にいまい
なつて来る。幹旋委員会のほうは府県
知事が任命するんでしよう。それから
土地収用委員会は都道府県知事が形式
上は任命したつて、都道府県知事にコ
ントロールされる委員会ではないわけ
です。そういう点がいまいだと思わ
れるんですが、如何でしょう。

かけまして……。これを取扱う考え方につきましては、これは今後の私は努力に待つという事を申し上げましたゆえんは、つまり当事者の合意とは申しながら、これは第三者が入つておりません。つまり第三者が……。その意味では収用委員会が補償裁決をする場合と、最終的な形では合意という形をとつておりますけれども、そのケースについて第三者の、補償額というものについては或る程度の基準を示して、そういうオーソライズされた形としての補償額というものを出すという立場に立つておりますから、これは自由契約に基く土地の売買契約とは若干趣が違うのである。これにも一つの主張し得る根拠があるというふうに考えられますので、そういう点からこの運用によつて或る程度の免税措置を取扱うことも可能ではないかという事を申し上げたのであります。勿論それについては国税当局あたりともう少し話し合いをしなければならぬ面がございます。ございますが、そういう主張を一つする特異な事情があるという事を申し上げているわけでございます。

そこで今の収用委員会とこの斡旋委員会の交流と申しますか、これはやはり今の制度では委員の入選を、収用委員会が推薦するという形において連絡をつける、或いは委員の一人は収用委員会から出るといふ形で連絡をつけるということだけでありまして、それ以外の補償の取扱いについての立場はそれぞれ別個な立場をとつていて、それ以外に基いて来ているわけでございます。それを今おつしやつたように、収用委員会と完全な縦の系統と申しますか、そういう形で成立することは如何かというふうに私は考えている。この立法もそういう形を以ていたしてはいたしてやらないであります。

○小笠原二三男君 この如何かと思うなら、而も斡旋委員の構成は、土地収用委員会から一人は出すのだ、土地収用委員会が学識経験者を推薦する、そんな必要はないんじゃないんですか。如何かと思うならそれは都道府県知事に任せておいたら……。なぜこういう規定をされるかといえ、土地収用委員会との関連を考へて入れたわけなんです。ところが関連は考へながら斡旋委員は何の権限も責任もない、法律的に……。そうして又都道府県知事がこの斡旋委員を任命したからといつてこれ又何の権限も責任もない。そういう形で国府庁が、都道府県知事が任命した斡旋委員の、第三者が斡旋したものであるから、これは免税措置ができる法律的根拠がある、これはどういふところから言われますか、何の権限も責任もないんです、この斡旋委員は……。少くともこれが土地収用委員会のほうからこの斡旋委員を出して斡旋をしたという形であれば、実体としてはそれは取りも直さず土地収用委員会の裁定ともなるものなんでしょうから、だからその第三者としての斡旋を認め、免税措置をするという合法性も出るんじゃないでしょうか。併し都道府県知事が任命しただけでそれは免税できる根拠が出て来るという事は私は素人でわからない。先ずその点をお伺いするし、なぜ何の關係もないのに、自由に都道府県知事の裁量に任せることをしないで、土地収用委員会から委員の一名を出す、学識経験者を推薦するような手続を規定したのか、その理由をお伺いしたい。

○政府委員(渋谷操一君) 収用委員会の推薦に基いて、知事専決で委員の任命をしないという事にしましたのは、やはり公正な第三者というもので以て構成される、一つの何と申しますか、保障をするという建前におきまして、知事専決にすることは、これは知事の場合によつては起業者の立場に立つこともございます。府県自体が一つの公共事業の事業主体である場合もあり得るわけですね。いずれにいたしましても収用委員会自体が中立的な立場に立つておられるという観点を取入れ、その推薦に基く者の中からこれは任命するという考へ方が委員会の構成、斡旋委員会の構成自体として公正な、いわゆる公平な構成委員を確保することができるといふ考へ方に立つておられます。

○小笠原二三男君 それなら土地収用委員会の中から一名を出すとした根拠は何ですか。

○政府委員(渋谷操一君) 学識経験者といふことで委員の構成の基準を講じてあるわけでございますが、これは前前回あたりから申上げましたように、一部は起業者或いは土地所有者関係人の利益を代表すると思われ、その人々をその構成分子の中に加えるという事を考へておられるわけでございます。そういう關係もございまして、中立な第三者といふものを一つ収用委員会の中から出すといふことと、それからもう一つは収用の一つの斡旋も変形ではあります、そういう観点からいたしまして、収用その他の委員会において或る程度そのほうに熟達している人がこの斡旋の中に入るといふことも効果的な結果をもたらすといふことも考へ

えまして、その中の一名は収用委員会の委員から充てる。こういう考へ方に立つておられます。

○小笠原二三男君 どうも私今までの御答弁を聞いておるとですね、すつきりしない。若しもそういうような御答弁を飽くまで論理的に主張し進めるならば、土地収用委員会にいうものは裁定だけでなくて斡旋もやるのだといふことにして、而も斡旋委員は土地収用委員会のほうからこういう学識経験者なり或いは土地収用委員会の委員を一名出すなりしてやらせて見る、現段階の問題としてやらせて見る。そうしてそれが成り立たないとき三カ月の期間を待つて裁定のほうに取りかかつて行く、こういうふうなやり方のほうが一貫して筋が通つておると思つたのです。が、而もあなたのおつしやるように、都道府県知事が起業者自身になつたり或いは起業者の影響を受けたりする場合もあるといふようなことを考へるならば、なおのこと公正中立な立場をとる、土地収用委員会に初めから終りまで面倒を見てもらうような手続を考へるほうが妥当ではないか、私はそう思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(渋谷操一君) おつしやる通りの方法がとれば一等はつきりすると思ひますが、要するにそれは収用委員会の委員になつておる人の立場から言へば、いわゆる二枚看板を取らなければならぬことになる。斡旋委員としての形も取らなければならぬ。つまり事実上の斡旋をやる場合、斡旋委員の考へ方、それから収用委員会プロペラの考へ方、この二枚看板を取らなければいけないといふことになつて来ると思ひます。それで二枚看板を取ると

いうことになつて来ますと、先ほどから問題になつておりました職務権限の問題にも関連します。いわゆる収用委員会の立場では取り得ない、一つの裁決の内容とは成り得ない手段、方法において当事者の合意成立を図らうとする、いわゆる自由な立場における斡旋の内容というものは、これは収用委員会の立場では取れない關係から出てくるわけですが、そういう二枚看板を同一人である、収用委員でも斡旋委員でもある形の者が二枚看板としてやるといふことは、これは実際問題としてはむずかしいのではないかと考へるような考へ方を持つておられるわけでありませぬ。

○小笠原二三男君 一名だけなら二枚看板でいいというわけですか。

○政府委員(渋谷操一君) 斡旋委員も、これは個々の一人々々が斡旋の斡旋案を提示するのにはございませぬ。斡旋委員といふ、この際考へられておる五人なら五人の構成員としてまとめたものとして出すのですから、そういう關係としては私は収用委員会の一人が参加しておるといふことが、完全なる同一構成員が五人が五人とも出す場合とは私は若干違ふのじやないかといふふうに考へておられます。

○小笠原二三男君 私の申上げておるの、土地収用委員がイコール斡旋委員にもなれるといふ建前をとれと申上げておるのではない。土地収用委員会が申請を受けたら斡旋委員を委嘱して、他に求めて委嘱して、そしてこの斡旋の仕事をする、こういうことなんです。それがいけないといふのですか、二枚看板だと言つたのですか。

○政府委員(渋谷操一君) でございます

第十六部 建設委員会会議録第十八号 昭和二十八年七月二十七日 【参議院】

すから、そういう意味では二枚看板ではございません。はつきり取用委員会が幹旋委員を委託してそれに幹旋をかける。ところが取用委員会自体はいわゆるそういう行政機関的な職能を営むような形には規定されておられない。従くまで準司法的な機関として考えてお

○政府委員(波江操一君) そういうふうには考えております。

局百害あつて一利なしです。調停委員の場合には、はつきりと土地取用委員のうちから三名が選ばれて調停委員になる。こう書いてあるのです。今小笠原君の質問は、これを取用委員の中から幹旋委員を推薦したらどうか、これは一貫性があります。調停委員というものを設けたという趣旨から言うならば……これは起業者側の申立てで調停するのです。裁決に対して。結局被害者側といえますか、該当する側のほうの異議申立てというものは最後に訴願がある切りです。訴願、次に来るのは訴訟、これ切りです。こういうふうなもので起業者側に対して裁決に対する調停もできるならば、そうならば害を受けるほうの立場に立つところの幹旋委員ならこれは結構なわけですが、この幹旋委員そのものも土地を取得する目的を遂行するための幹旋委員なんです。そこでどうも立派な土地取用法というものの裏付の法を使わないで、幹旋委員会というものを以て取用される側のほうに損が行くような運営に行くのとは当然じゃないか、こう考えるのですが、調停委員との関連性をちよつと御説明願いたい。

業者側から出せるという建前になっております。それからそれにつきましても相手側のその代り同意を必要とする、こういうことで縛つております。で幹旋につきましても、今のよう起業者側からも出してもよろしいし、それから土地取用者側から出してよろしい、必ずしも両者合意を必要としな

○田中一君 どうも今まで質疑をしておりますと、非常にその幹旋委員のやる範囲というものは広いとか、何も制限はしないから何でもできるような思いますけれども、何でもできることはあり得ない。しても何もできない、何もならない。ただ、まあ例えば基地の問題に取りますと、輿論の巻き上げるのをこの幹旋委員会制度によつて一応鎮

○小笠原二三男君 それなら推薦した土地取用委員会はこういう責任をこれについて持つのですか。幹旋委員会について、或いは幹旋委員個々について、推薦した土地取用委員会はこういう責任があるのですか。

○政府委員(波江操一君) これは先ほども申し上げましたように、是非そういうふうな折衝をいして解決するようになりたいというふうな考えております。

これは田中委員がもうよく御存じの通り、非常に調停の効力というものを、これはこの当事者の協議が成立したものとみなしておるわけでありませう。そこに裁決と同一の法的拘束力を持たしているわけでありませう。従つて調停にかける以上は、これはもう裁決と同様な関係において、ただそれが裁決の場合と違つて、当事者の合意の上で調停に持ちかけるという後段のところは違つておりますが、そのような点或いはそういうような場合に当事者を縛つております。そこで当事者の意思を付度するということの場合によつてはな

○田中一君 どうも今まで質疑をしておりますと、非常にその幹旋委員のやる範囲というものは広いとか、何も制限はしないから何でもできるような思いますけれども、何でもできることはあり得ない。しても何もできない、何もならない。ただ、まあ例えば基地の問題に取りますと、輿論の巻き上げるのをこの幹旋委員会制度によつて一応鎮

○田中一君 どうも今まで質疑をしておりますと、非常にその幹旋委員のやる範囲というものは広いとか、何も制限はしないから何でもできるような思いますけれども、何でもできることはあり得ない。しても何もできない、何もならない。ただ、まあ例えば基地の問題に取りますと、輿論の巻き上げるのをこの幹旋委員会制度によつて一応鎮

○政府委員(波江操一君) 幹旋案の内容自体は、これは幹旋委員の責任において処置されるべきものであるというふうな考えております。まあ強いて取用委員会の責任ということになりませうれば、その公正な人選を推薦するという立場において取用委員会の推薦制度を認めただけでございます。そういう考え方に立つて人の推薦その他をやらなければならぬということ、これは一つの或いは責任と言へるかも知れません。そういう関係を一応考えたのであるというふうな御了承願います。

○田中一君 今の小笠原君の質問に関連するのですが、土地取用法第八章の「取用委員会の調停」、これはまあ国からというか、国が発言するときまで、この裁決に対して起業者側は調停委員会に提訴できることになつております。四十八条の一項の規定による裁決があり、又その途中において取用委員会の調停を申立てることができ。そうすると調停委員はこの土地取用委員のうちから三名を選んて、これが調停委員として調停業務を行うということになつておるのであります。そこで幹旋委員というものは、やはりこの土地取用法、本法の裁決或いは幹旋、或いは調停その他と同じく一貫性ある業務に違いないのです。従つて幹旋委員だけが何ら権限もない人間が集つてどうこうするということとは考えられないのです。今伺つてみると、権限もなければ責任もない、こういうふうなものには結

○政府委員(波江操一君) 調停はこの前の法律で定められた制度でございますが、これと幹旋の制度との食い違ひでございますが、調停そのものは、これは幹旋が事業認定その他の手続をとらずして、事前措置として幹旋を持ちかけることができるという建前と違ひまして、事業認定、土地細目の公告、土地調査の作成という手続を経てその後には調停という問題になる。まあこれがはつきり違う点でございます。それから調停の申請そのものは、これは起

業者側から出せるという建前になっております。それからそれにつきましても相手側のその代り同意を必要とする、こういうことで縛つております。で幹旋につきましても、今のよう起業者側からも出してもよろしいし、それから土地取用者側から出してよろしい、必ずしも両者合意を必要としな

○田中一君 どうも今まで質疑をしておりますと、非常にその幹旋委員のやる範囲というものは広いとか、何も制限はしないから何でもできるような思いますけれども、何でもできることはあり得ない。しても何もできない、何もならない。ただ、まあ例えば基地の問題に取りますと、輿論の巻き上げるのをこの幹旋委員会制度によつて一応鎮

○小笠原二三男君 若しも推薦された幹旋委員の一、二人の人が一方の側から、又はその他の問題を起したとすれば、土地取用委員会はそういうことまでは責任はないのだ、ただ不明であつたというだけでございますか。

○政府委員(波江操一君) そういうふうには考えております。

○田中一君 今の小笠原君の質問に関連するのですが、土地取用法第八章の「取用委員会の調停」、これはまあ国からというか、国が発言するときまで、この裁決に対して起業者側は調停委員会に提訴できることになつております。四十八条の一項の規定による裁決があり、又その途中において取用委員会の調停を申立てることができ。そうすると調停委員はこの土地取用委員のうちから三名を選んて、これが調停委員として調停業務を行うということになつておるのであります。そこで幹旋委員というものは、やはりこの土地取用法、本法の裁決或いは幹旋、或いは調停その他と同じく一貫性ある業務に違いないのです。従つて幹旋委員だけが何ら権限もない人間が集つてどうこうするということとは考えられないのです。今伺つてみると、権限もなければ責任もない、こういうふうなものには結

業者側から出せるという建前になっております。それからそれにつきましても相手側のその代り同意を必要とする、こういうことで縛つております。で幹旋につきましても、今のよう起業者側からも出してもよろしいし、それから土地取用者側から出してよろしい、必ずしも両者合意を必要としな

○田中一君 どうも今まで質疑をしておりますと、非常にその幹旋委員のやる範囲というものは広いとか、何も制限はしないから何でもできるような思いますけれども、何でもできることはあり得ない。しても何もできない、何もならない。ただ、まあ例えば基地の問題に取りますと、輿論の巻き上げるのをこの幹旋委員会制度によつて一応鎮

ん御質問にありましたような工合で、若干そういう点では取用法本来の補償の基準と申しますか、規定をむしろ広く援用して幹旋案を提示することができ、ここが一つ大きな食い違ひということになります。

局これは法律で示すところの土地取用の目的のための却却期間、いわゆる反對論が起るのを防いでおこうという機関に過ぎない、こう断定せざるを得ないのです。そこで小笠原君がさつき提案したように取用委員会が、取用委員会にかける前において、取用委員の三名なら三名、調停委員会におけるこの取用委員が三名出ると同じように、この事業の幹旋委員というものは取用委員が当るといふ制度になるならば、これは少くとも責任のあるまま取用委員会に持ち込まれる場合もあるし、持ち込まれない場合もあります。片方、一方のほうには、取用委員のほうにはちやんと法律に基準があり、併し幹旋委員のほうには基準なしと見て、少くとも事業遂行に伴うところの被害者のほうの不利を擁護する形においてこの幹旋委員会が持てるならば、それは一応納得する余地もありますが、すべてが土地を取ることの目的のために、その幹旋委員会というのに対しては、どうも提案者である政府に何か含みがあると云わざるを得ないのです。従つて先ほど小笠原君が言つた質問に対して計画局長は答弁を外らしてあります。なぜ取用委員会が発動する……全然取用委員会が発動する前に、そのうちの三名なら三名の者が、巾の広い幹旋委員として乗り出すことが不可能かどうかという点についてもう少し明確に一つ速記に残して御答弁を願いたいと思ひます。

○小笠原二三男君 関連して。さつきあなたの御答弁では、取用委員会は人事のことはやらないんだ、或いは二枚看板になるから、都道府県知事の任命にして別建てになるんだとかおつしやいましたし、又今は調停委員というのは或る制約されたその立場で行われる調停委員であり、幹旋委員というのは巾の広い民主的な、何と申しますか、結論を生むための委員だ。それでも事業認定前でもあとでもこの幹旋は行われる。土地取用委員会の仕組の中には包括してないものがあるんだというふうな御答弁でしたが、そんなものは皆直してしまつて何も差支えないのじやないか。目的を達成するために土地取用委員会の権限なり或いは手続なりを直してしまつて何ら差支えない問題じやないか。この土地取用法の中の一部修正でどういふ幹旋や何かを行わせようというものであれば、この土地取用法の第一条の目的においては、取用委員会であるが幹旋委員会であるのと同じ目的でこれは働いておるものかと思ひます。そうしたらその働かせる機関を土地取用委員会一本にして、それから備みたいに幹旋委員というものを特別委嘱なり任命して幹旋段階をつくる、幹旋をやらせる。そうして調停或いは裁定と逐次取用委員会が仕事を進めて行つて、この土地取用法の目的に副うようにする。こういう体系立つたやり方については私は文句はないのじやないか。それは幹旋は事業認定前にも行えるのだから、今の土地取用委員会の規定から、土地取用法の規定から言へばできないというのなら、幹旋については事件ごとに土地取用委員会が申請を受けたら幹旋委員を作つてやらなければならぬ、それは事業認定前であらうとあつてあらうとかわらないと、こういうことをどういふ

取用委員会の規定の中にきめこんで行って差支えないのじやないか。私は法律技術上はもう無智蒙昧のほうですか、独断的なことを言いますが、法律は作ればいいんですから、どしどし作り直して筋を立ててやつたらいと思つたのですが、この点は如何ですか。

○政府委員(渡江操一君) これは取用法の取用委員会乃至その取扱う補償という問題につきましては、これはかなり長い歴史が笑はありまして、いわゆる正当な補償ということについては、これはこの新しい法律でかなり巾を拡げて参りましたけれども、やはり一つの裁判的な取扱ひとしての補償の取扱ひ、例えて申しますれば営業補償については適正な営業補償、土地価格においては近隣地の土地価格ということに抽象的な基準を置つておりました、それから問題になりますのはいわゆる起業の損失補償というふうな観点におきましても、これはかなりしぼつた補償の規定をおいておるのであります。そういうことを前提において私は幹旋委員の広いか狭いかというのを申上げて、むしろそういう観点においては幹旋委員のほうが広く活動し得るのであるということをお申上げておるのであります。それを幹旋で今考えられている制度にまで全部取用委員会のその補償基準なり……

○小笠原二三男君 いや、そんなことは考へていない。

○政府委員(渡江操一君) これは考へておいてならないとすれば、私もその点では考へるあれは今のところはできないのじやないかというふうな思つておりますが、そこでこれは一面民事のほうにおきましても裁判機関というものがあつたら、片一方に調停機関があると同様な関係において私が見るべきじやないかというふうな考へておられます。それから田中委員の仰せになつた……

○田中一君 取用委員会の中から三名ぐらい幹旋委員を任命して、これが取用法の取用委員会と関係なく幹旋業務をするといふことであれば、筋が通るということをお言つたのです。それをなせせんかということですか。

○政府委員(渡江操一君) その点は先ほど小笠原委員にお答へしたと同様の考へを持つておられることを申上げなければならぬと思ひます。それからその前に田中委員からお話になりました、この法律意図が何か非常に政治的な、法律を改正する意図があつてきたらごときお話をさせていただきますが、その点は全然考へておりません。それは私自身がこの改正案にも当りませんでした。ごさいいますから、今までのところそういう要請があつてこの改正をしるというあれを受けたことは全然ございませぬし、純事務的な立場において現在の提案理由で申上げましたような趣旨を中心として、何らかの合理的の体制を制度的に立てるべきである、こういう関係から出発いたしましたので、その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 誤解があるようですが、私は幹旋の段階も土地取用委員会の手続でやらせると、こう言う意味は、土地取用委員会の委員そのものを幹旋の段階の委員にせよというごさいいませぬし、又土地取用委員会の裁定なり或いは調停にかかると、こういうような場合の補償の基準等を動かすこともございませぬ。即ち取用委員会に幹旋の段階を設けるという場合に、幹旋の段階においては補償の基準、その他何々の規定に準拠することの必要のないことを明記しておけばいい、それは法律技術で何でもやればやれるのじやないかと思つたのですが、それを今の取用委員会はそうさせてないのだから駄目だ、こうさせてないのだから駄目だとかいう論理は、それならば今の土地取用法はそういうものでないから、こういう幹旋なんというものは取用法の一部改正なんというものは駄目だということ論理は同じようにおつしやることは納得できない、こういうことになつて来るわけなんです。

○政府委員(渡江操一君) 小笠原委員の御質問と私の申上げておること結局最終的に巾はそう大してないというふうには考へております。結局小笠原委員のお考へになることは、要するに取用委員会の全員か或いは多数がその幹旋に當つたらどうかということだろつと思ひます。

○小笠原二三男君 私どもはそうではない。私の初めから申上げることが、県知事任命の幹旋委員は独立しており、土地取用委員会は独立しておるのに、なお土地取用委員会からこそ、横渡しみだいに取用委員が出たり学識経験者が推薦されたりする。それをすつきりと表立つて、すべて前であらうが、後であらうが、幹旋の申請を土地取用委員会に事件ごとにする、そうされたら受けて、土地取用委員会は他に学識経験者を四名なら四名幹旋委員として委嘱し、それから取用委員一名が出て幹旋委員会を構成して幹旋に當ら

せる、その場合の斡旋の巾というものは、土地収用委員会の規定している基準等によらない、自由な斡旋ができるものとす。こういうことにして体系立てておいたらそれでかまわんじやないか、こういうことなんです。

○石川榮一君 只今の小笠原委員のお説も御尤もであります。第十五条の三にはやはりそれを譲つてあるように私は解釈するので。「あつ、旋委員は五人とし、事件ごとに、収用委員会がその委員の中から推薦する者一人及び学識経験を有する者で収用委員会が推薦するものについて、都道府県知事が任命する。」こうなつております。従いまして一人は収用委員会から出るが、あとの委員は収用委員会が推薦する者、その多数の中から知事が選ぶという事になつておりますから、これは或る程度までは小笠原委員の主張は通るのではないかと。要するに五人の斡旋委員というものは収用委員会の推薦するもの一名、あとの四名は収用委員会がいわゆる選挙母体であつて、名簿を提出して知事に任命だけをさせるということになつておりますから、収用委員会と斡旋委員会とはこの面において緊りがつくのではないかと、そういうふうにおもうのです。

○小笠原三三男君 その点は前の十五條の二項なんです。申請を都道府県知事にすることになつておる。それではないが第十五條の三のほうは何か土地収用委員会がそれについて権限があるかのごとき規定だ、この立法技術は、。そうして都道府県知事が主体的に任命するのではなくて、何か事件ごとに収用委員会が申請された場合に、収用委員会がその委員の中から推薦する

者一名、学識経験を有する者で収用委員会が推薦する者について何名というふうには都道府県知事が任命する、この書き方も、私の言うことはどういふが、この表現の仕方、この十五條の三の前段で「あつ、旋委員は五人とし、事件ごとに」となつて、その次に「収用委員会が」となつて、「その委員の中から推薦する者一人」となつて、「このあとの「学識経験を有する者」というところを一切削除してこれを譲んでみますと、その委員の中から推薦する者一人について都道府県知事が任命する、こういう表現になる、学識経験のところを除外せば、そうするとこの書き現わし方は、収用委員会がこの事件について扱う主体性を持つていて、形式上は都道府県知事が任命するといふような表現の仕方なんです。この十五條の三の現わし方は、ところがこの「学識経験を有する者」というところの書き現わし方は、都道府県知事のほうに主体性があるような表現の仕方なんです。即ち学識経験を有する者で収用委員会が推薦する者について或る部分は何か都道府県知事のほうから初めて任命して行くような表現の仕方なんです。前段のほうは収用委員会が何か任命したいのだが、形式上は都道府県知事の任命になるのだ、こういうふうな現わし方なんです。ここごつちやになつておる。そして十五條の二のほうの何項かにおいては、初めから申請は都道府県知事だ、だから石川さんのおつしやるように収用委員会と関連があるなんというのですけれども、法律的には何らこれは関連がないといふことは明白なんです。そして而も表現の仕方があいまいなんです。この十

五條の三では……だからどつちにもいふように何か提案者のほうは書かれて、土地収用委員会の中に斡旋の段階を入れるわけに行かない、さればと言つてまるつきり切離してしまふこともできない、それでいてや／＼とした規定の仕方をしていふように私は思うのです。卒直に言つて。だから私は他の関連法を直して収用委員会に斡旋の段階を入れ、そしてその斡旋の巾と使命の使命といふものはこの修正の目的が達成できるものをそのまま載せるといふことができないものかどうかといふことを再三あなたに聞いています。それは狭いものだ、だからできないのだ。狭いもんだというなら撤げたらどうか。撤げることはこの法の建前上、土地収用法の建前上できないといふならできないという根拠を示してもらいたい。そうすれば私ははつきりわかるところが、いやはやそれでもできるのだといふことであれば、それは相対的な議論なんです。筋の立つほうでやりいほうに直したほうがよい。私はその議論なんです。

○政府委員(渡江操一君) これは収用法全体の建前として、主として今立法技術の問題にしたいと思いますけれども、知事と収用委員会、この両建の建前になつておる、本法そのものが従つて事業認定はこれは知事が認定するといふ建前になつております。土地細目公告についても同様であります。そういう行政機関とそれから裁判に当るべき準司法的な収用委員会と、この両建をとつておる。この斡旋の場合においても、先ほど申し上げましたように人事その他は収用委員会にやらせない

といふことは、そういう観点から推薦をされる程度において認めておつて、最後の任命権を知事に与えている、こういう形をとつたわけなんです。十五條の二項の申請の受理という関係においても、やはりこれは行政機関としての知事の権限において、今の収用法全体の建前から見まして、事業認定或いは土地細目公告といふものを所管する立場を知事に与えていると同様の関係に与える、こういう立法技術をとつた。そういう観点でやつておるだけでございます。それ以上の意図といふものも別にこの規定の上から考へておるわけではないのでございませう。

○小笠原三三男君 だん／＼わかつたようなわからないようなこととして、これは私のほうで法律的に不明であるからわからない点が多々あると思うのです。従つて私はあとで勉強して来て又お伺いしたいと思つてますが、たゞどうも腑に落ちないことは、裁判所において調停裁判とか何とかあるのだから、そういう斡旋の段階を、他に斡旋委員を置いてやるのだというふうなことを引例せられましたが、併し私はそれについても異議がある。あれは調停裁判だろが何だろが、民事のほうに行く前の段階で、それは裁判所の一つの手續としてあることなんです。而も調停にかかつていながら示談になつたり……。そして土地収用委員会に裁定をしなければならぬ段階と丁度似つかわしいのは民事裁判の段階だと思ふ。そういう段階においても示談になつたりすることがあるのですよ。その示談になつたりするといふことは、いわゆる当事者間のそれに第三者

が入つた斡旋という形式と同じなんです。今もう裁判をするといふことになつていても示談が成立するといふこともう事が成立するといふことになつていふんです。裁判所のほうは……。だからそれは私は同じ裁判なら裁判の中にも示談も認められ、調停もでき、裁判もできるよになつていふのを、全部をあなたが見て引用せらるるならいけれども、調停委員があつて調停に乗出す場合もあるのと同様に斡旋委員といふものを出してやるのだといふことだけの引例では私は不満なんです。だから裁判所がそういうことをやり得るなら、土地収用委員も斡旋もでき調停もでき、裁定もできる。こういうふうなやり方で何らおかしいことはないのじやないかと、又私はそういうふうな理窟をこねたくなつて来るわけです。ただそれだけ申し上げておきます。時間がないから、それから又勉強してやります。

○石川榮一君 駐留軍関係に関する本法の適用に關して、私は前回早退しましたので、その間の事情をはつきりしきまして収用にかかるとは、この斡旋の制度が適用されるものじやないかと思ふのです。その点をはつきりして御答弁を願ひたいと思ひます。幸いに調達庁も来ておりますので。

○政府委員(堀井啓治君) 只今御提案になつております改正案につきまして、先般お答え申し上げましたが、特別措置法の第十四条に基きまして、改正案はそのまま特別措置法にも適用されることに相成ります。

○石川榮一君 はつきり私しないのですが、要するに駐留軍関係による土地収用も全面的に本法の適用を受けてい

るるるの制度を適用すべきものだ
というに承知してよろしいでし
うか。

○政府委員(堀井啓治君) はい。

○江田三郎君 斡旋は、この間から議
論が出ておりましたけれども、もう一
遍重ねて聞くのですけれども、土地を
取用しないことの斡旋を申出ることが
できるわけですね。

○政府委員(波江操一君) それは斡旋
の申請をされました。十五條の二の
二項にありますように、斡旋に適しな
いと認められる場合を除くのはかと、
こう規定してあるわけでありませう。
斡旋の申請をしたからには、それに対
する土地の取得乃至は土地の供与とい
う一つの当事者の意思を尊重して、そ
れを前提として斡旋というものを考
えている関係から、土地を提供したくない
という関係は、要するに当事者として
は斡旋してもらいたくないということ
の意思であります。そういう関係につ
いては拒否することがある。こういう
ことになるわけでございます。

○江田三郎君 この間政務次官のお答
えを聞いておきますと、斡旋委員会
で、この土地を取得させないほうが
いいという結論が斡旋委員会が出る場合
もあり得ると、こういうことははつき
りおっしゃっておたわけですから、
その答えから行くと、この土地を取
得させることは困るといふ斡旋の申請を
しても一向差支えないのじやないの
ですか。

○政府委員(波江操一君) 当事者とし
ては土地の取得を斡旋してもらいた
い、こういう認定の下に斡旋申請をし
たということに仮定いたしますと、そ
れが斡旋の審議その他の過程におい

て、この土地は斡旋の対象としてはむ
しろ取得させないほうがいいと、こ
ういう結論が出るということになりま
すれば、これは当事者の意思に反するわ
けでもございませう。そういう観点にお
いて斡旋の打ち切りというものを考
え、よりほかに方法はないと思いを
ます。

○委員(石川清一君) 明日も質疑を
続けますが、本会議で採決をするので
呼びに来ておるのでございませうが、
……

○江田三郎君 それでは明日にしま
すけれども、それまでに、この間の政
務次官のほうの答弁の速記を取つて
もらいたい、今私が質問した部分につ
いて。

○委員長(石川清一君) 明日までに江
田委員の質問に関連する速記録を取り
寄せるようにお願いします。
本日はこれにて散会します。
午後零時二十二分散会

七月二十五日本委員会に左の事件を付
託された

- 一、石川県北本谷村白鳥地内海岸災
害復旧工事施行に関する請願書
(第二四〇〇号)
- 一、豪雨による水害救済対策の請願
(第二四二二号)
- 一、県道湯郷吉ヶ原停車場線中一部
改良工事施行に関する請願(第二
四三二一号)
- 一、豪雨による水害救済対策促進の
請願(第二四三五号)
- 一、積雪地帯の道路整備に関する請
願(第二四五五号)
- 一、災害復旧工事促進に関する請願
(第二四五六号)
- 一、土木災害復旧工事促進に関する

請願(第二五一四号)

- 一、三陸沿岸国道建設等に関する請
願(第二五二五号)
- 一、茨城県霞ヶ浦相崎、玉造町間に
湖上橋架設の請願(第二五二六号)
- 一、都市計画に伴う軌道移設費分担
免除の請願(第二五四九号)
- 一、丹後半島一周道路中京都市府本
庄、下宇川両村間道路開闢工事施
行に関する請願(第二五五八号)
- 一、積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促
進に関する請願(第二五六八号)
- 一、栃木県宇都宮市大通拡張工事費
国庫補助打ち切りに関する請願(第
二五六九号)
- 一、北上川改修工事費予算増額等に
関する請願(第二六〇四号)
- 一、国道五号線補装工事等施行に関
する陳情(第二六一号)
- 一、進駐軍軍人の不法行為による被
害補償の陳情(第二七一号)
- 一、水害復興促進に関する陳情(第
三〇九号)
- 一、西日本水害対策に関する陳情
(第三一八号)

第二四〇〇号 昭和二十八年七月九
日受理
石川県北本谷村白鳥地内海岸災害復旧
工事施行に関する請願
請願者 石川県鹿島郡北本谷村
長 浅井太四郎外四名

紹介議員 青山 正一君
石川県北本谷村白鳥地内は、昭和七年
部落背面に地すべりを生じ谷内田川か
ら北方約四百メートルの間は海上に十
メートル以上押し出され、以来は風浪の
都度海岸が欠損し、人家は数次にわた
り後方に移動したが、たまたま昨年九

月中旬の風浪により放置できない状況
に立ち至つてゐるから、国庫補助によ
り当地区海岸災害復旧工事を施行せら
れたいとの請願。

第二四二二号 昭和二十八年七月九
日受理
県道湯郷吉ヶ原停車場線中一部改良工
事施行に関する請願
請願者 岡山県勝田郡飯岡村長
瀧谷嘉十郎外六名

紹介議員 島村 軍次君
県道湯郷吉ヶ原停車場線は、日本全産
類の三分の一を産出する硫黄鉄鉱山
原鉱業所がその生産品、物資の搬出入
はもとより同所を通過する産業物資の
輸送路であり、また奥津、湯原、湯郷
の美作三湯への唯一の連絡路線である
が、本線中特に概原駅附近は狭い上に

曲折多く、これがため交通量と比例し
て危険率が增大しているから、本路線
を産業道路に指定の上、すみやかにこ
れが改良工事を施行せられたいとの請
願。

第二四三五号 昭和二十八年七月十
日受理
豪雨による水害救済対策促進の請願
請願者 長崎県北松浦郡鷹島村
長 福市藤蔵

六月四日から六日に至る豪雨により、
長崎県北松浦郡鷹島村内五箇所に広範
囲にわたる地すべりを生じ、当該地域
内における住家、非住家の倒壊ならび
に耕地等ばく大の損害をこうむつたの
であるが、なお進行状態にある該地域
をこのまま放置するときは人畜、建
物、耕地、森林等災害は壊滅状態に増
大することが想像されるから、早急に
現地の実況を調査の上、住宅の移転に
ついては住宅金融公庫法による融資等
の救済措置を講ずるとともに一般災害
についても至急復旧するよう善処せら
れたいとの請願。

第二四三二号 昭和二十八年七月九
日受理
県道湯郷吉ヶ原停車場線中一部改良工
事施行に関する請願
請願者 岡山県勝田郡飯岡村長
瀧谷嘉十郎外六名

紹介議員 島村 軍次君
県道湯郷吉ヶ原停車場線は、日本全産
類の三分の一を産出する硫黄鉄鉱山
原鉱業所がその生産品、物資の搬出入
はもとより同所を通過する産業物資の
輸送路であり、また奥津、湯原、湯郷
の美作三湯への唯一の連絡路線である
が、本線中特に概原駅附近は狭い上に

曲折多く、これがため交通量と比例し
て危険率が增大しているから、本路線
を産業道路に指定の上、すみやかにこ
れが改良工事を施行せられたいとの請
願。

かるに同地帯の気象は悪条件で道路に及ぼす影響が大きく、特に融雪時における破損は極めてはなはだしいのであるが、窮乏にひんする道県財政でもつては道路の維持、改良は困難であるから、積雪地帯の融雪時におけるいちじろしい道路損傷の復旧については、これを公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用事業として認めその完べきを期せられるとともに、根本対策として同地帯の道路改良整備の優先性を認められ、この目的を達成するため単独法を制定するかあるいは積雪寒冷地帯地帯振興臨時措置法の一部を改正して特別の措置をとられるなど適切な方法を講じられたいとの請願。

第二四五六号 昭和二十八年七月十日受理
災害復旧工事促進に関する請願
請願者 鹿兒島市山下町三七鹿兒島県町議會議長
内 高野季信
紹介議員 西郷吉之助君
台風コースに當る鹿兒島県は、戦後毎年台風により大被害を受けその被害復旧工事は応急復旧を要する箇所は一応復旧を見ているが未だに数年放置され、さらに拡大しつつある現状であるから、これら過年度災害も早急に完全復旧が促進せられるよう取り計られたいとの請願。

第二五一四号 昭和二十八年七月十三日受理
土木災害復旧工事促進に関する請願
請願者 京都府南桑田郡東別院村長 平田一義外三名
紹介議員 井上 清一君
京都府東別院村は、昭和二十六年七月

の豪雨により五億に達する災害を受けた、その後農地および公共施設の復旧は順調に進みその成果は見るべきものがあるが、土木災害については年々一割内外の施工も成しえられない現状であり、豪雨再び襲来の際は必死の努力の成果である農地復旧は再び水泡に帰することは火を見るよりも明らかであるから、土木災害復旧工事を促進せられたいとの請願。

第二五二五号 昭和二十八年七月十三日受理
三陸沿岸国道建設等に関する請願
請願者 岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合
連合会内 伊藤佐十郎
紹介議員 川村 松助君
宮城、岩手、青森三県にわたる三陸沿岸地帯は豊富な水産、林産、鉱産資源を保有し、また風光明媚な景勝地を有しているから、(一)仙台市を起点とし塩釜市、石巻市、気仙沼市、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈町、八戸市を経て三本木町に至る国道の敷設促進、(二)仙台市を起点とし気仙沼市、釜石市、宮古市、田老町を経て久慈町に至り八戸線に結ぶ鉄道の敷設促進、(三)三陸沿岸地帯の国立公園に指定、等をすみやかに実現せられたいとの請願。

第二五二六号 昭和二十八年七月十三日受理
茨城県鹿嶋市浦柏崎、玉造町間に湖上橋架設の請願
請願者 茨城県土浦市長 天谷 虎之助
紹介議員 郡 祐一君
茨城県鹿嶋市、行方町および新治郡出

島地方は、従来交通機関に恵まれないため物資の交流に円滑を欠き、経済文化の発達に遅れがちなため、また日本水郷の国立公園指定も陸上施設の貧弱のため停頓状態であるから、新治、行方、鹿島三郡のみでなく常南一帯の産業、文化、観光の開發を図るため、全県下が長い間願望していた霞ヶ浦高瀬入り新治郡安齋村柏崎と行方郡玉造町をつなぐ湖上橋を架設せられたいとの請願。

第二五四九号 昭和二十八年七月十四日受理
都市計画に伴う軌道移設費分担免除の請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四日本交通協会内
私鉄経営者協会内 鈴木清秀
紹介議員 岡田 信次君
都市計画に伴う軌道移設工事に對し都市計画施行者から軌道業者に對して相当率の分担金を課されていたが、最近都市計画事業の進展に伴い分担金が激増し関係会社はいずれもその負担にたえ兼ねる実情にありことに軌道業者の軌道移設による受益は通例ほとんどないから、現在の分担賦課を原因者負担とせられたいとの請願。

第二五五八号 昭和二十八年七月十四日受理
丹後半島一周道路中京都府本庄、下宇川両村間道路開闢工事施行に関する請願
請願者 京都府宇治郡宮津町長 徳田富治外十六名
紹介議員 石川 榮一君 井上 清一君

丹後半島一周道路は、本地方の産業、観光、国土保安における重要な交通幹線であるが、本道路中京都府本庄、下宇川両村間には約五キロにわたつて自転車も通れない未改修区間があるため、漁獲物のしん速な出荷および豊富な原始林の開發、観光、国土保安等に大なる支障をきたしているから、本来改修区間の開闢工事をすみやかに全額国庫負担により施行せられたいとの請願。

第二五六八号 昭和二十八年七月十四日受理
積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促進に関する請願
請願者 青森県知事 津島文治
紹介議員 吉米地義三君 佐藤 尚武君 田中 一君
積雪寒冷地帯における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設および防寒取修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、あわせて火災その他の災害防止および木材の消費節約することは、当該地帯としては緊急必要事項である。幸い今国会に当該地帯と同一条件にある北海道に右の目的のため、北海道防寒住宅建設促進法を制定すべく審議されているのであるが、北海道とまつた同一条件にある青森県を初め東北、北陸地方の事情をくみとりの上、当該地帯にも右法律が適用されるよう取り計られたいとの請願。

第二五六九号 昭和二十八年七月十四日受理
栃木県宇都宮市大通り拡張工事費用国庫補助打切りに関する請願
請願者 栃木県宇都宮市池上町

三、〇〇九宇都宮市区面整理協議会大通り拡張反対同盟内 笹沼寿外三千三十四名
紹介議員 相馬 助治君
宇都宮市の大通り拡張計画は、戦災當時立案され始め一億五千万円で工事完了予定のところ、その後五箇年も放置せしめたため区内家屋は次第に増加し三千戸を数えるに至つてゐる。しかるに現在までうち七百五十戸が移転したのみで既に八千万円を費してもいまだにその取用土地の代金も支払われていない上に残余七千万円にて、もつとも至難な大通り拡張を含む二千二百五十戸を移転することになるのであるから到底完成の見込みはないにもかかわらず、市当局は市民生活の実態を無視し、漫然と完成を夢見、区面整理委員会および建設課員等は職権を濫用して不正を行つてゐる実状であつて、貴重な国庫補助金が市民死活問題の原因となつてゐるから、調査の上、大通り拡張に関する国庫補助金を打ち切るよう取り計られたいとの請願。

第二六〇四号 昭和二十八年七月十五日受理
北上川改修工事費予算増額等に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡姉妹村長 板尾泰治外十六名
紹介議員 鶴見 祐輔君 千田 正君 小笠原二三 男君
姉妹薬堤は、千厩線藤橋から国道大船渡線、小谷木橋に至る北上川右岸流域一本の堤防計画と承つていたが、その中央部に胆沢平野千町歩の幹線排水路

積雪寒冷地帯における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設および防寒取修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、あわせて火災その他の災害防止および木材の消費節約することは、当該地帯としては緊急必要事項である。幸い今国会に当該地帯と同一条件にある北海道に右の目的のため、北海道防寒住宅建設促進法を制定すべく審議されているのであるが、北海道とまつた同一条件にある青森県を初め東北、北陸地方の事情をくみとりの上、当該地帯にも右法律が適用されるよう取り計られたいとの請願。

第二五五八号 昭和二十八年七月十四日受理
丹後半島一周道路中京都府本庄、下宇川両村間道路開闢工事施行に関する請願
請願者 京都府宇治郡宮津町長 徳田富治外十六名
紹介議員 石川 榮一君 井上 清一君

第二五六八号 昭和二十八年七月十四日受理
積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促進に関する請願
請願者 青森県知事 津島文治
紹介議員 吉米地義三君 佐藤 尚武君 田中 一君
積雪寒冷地帯における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設および防寒取修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、あわせて火災その他の災害防止および木材の消費節約することは、当該地帯としては緊急必要事項である。幸い今国会に当該地帯と同一条件にある北海道に右の目的のため、北海道防寒住宅建設促進法を制定すべく審議されているのであるが、北海道とまつた同一条件にある青森県を初め東北、北陸地方の事情をくみとりの上、当該地帯にも右法律が適用されるよう取り計られたいとの請願。

第二五六九号 昭和二十八年七月十四日受理
栃木県宇都宮市大通り拡張工事費用国庫補助打切りに関する請願
請願者 栃木県宇都宮市池上町

があつた關係で上流下流と区分され、上流築堤は目下工事が進ちよく中であるが、下流はそのまま放置されて今日に至つてゐる。姉妹村の中央部は下流地区に属し、このまま未着工にして出水期を迎える時は役場、学校、診療所、寺院と人家三百二十戸、耕地五百二十町歩の流失はもれ論、隣村白山村の中央部まで浸冠水することは明らかであるから、北上川収修予算を増額して北上川右岸に属する姉妹下流築堤工事を昭和二十八年度事業として即時着手するとともに、姉妹上流築堤を収良断面として工事を継続され昭和二十八年度において完成せられたいとの請願。

第二五一号 昭和二十八年七月九日 受理
国道五号線補装工事等施行に関する陳情

陳情者 札幌市議會議長 斎藤忠雄

国道五号線、(通称札幌国道)同札幌、虻田線(二級国道)ならびに市道南四条線西四丁目、同十一丁目間および藻岩線は、札幌市および本市の周辺市町村に通ずるもつとも重要な幹線道路であり、当該路線の補装および道路整備のいかんは、交通、運輸の面はもち論、隣接市町村の振興発展と、本道総合開発の遂行の上に重大な影響があるから、早急に補装工事を施行し、併せて藻岩橋の改修をせられたいとの陳情。

第二七一号 昭和二十八年七月十日 受理

進駐軍軍人の不法行為による被害補償の陳情
陳情者 広島県東市下中町八七進

駐軍事故被害者連盟内
中安甚五郎

占領中進駐軍軍人の殺傷害その他の不法行為に基く損害賠償に対して政府は何等適切な措置を講ぜず、きわめて僅少な見舞金をもつてその責任を回避しようとする事は被害者の絶対的承認できないものであるから、すみやかにこれら被害者に対して公正なる損害賠償の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三〇九号 昭和二十八年七月十六日 受理

水害復興促進に関する陳情
陳情者 熊本県議會議長 大久保勢輔

昭和二十八年六月五日、六日の風水害により三十数億円の災害をこうむつた熊本県は、さらに同月二十五日、六日の豪雨により六十年來の大水害を被り災害三十八万余名、被害総額は実に八百二十二億円を突破し、これが復興はまことに容易でないから、政府はこの際特に最善の方途を講ぜられすみやかに復興を計られたいとの陳情。

第三一八号 昭和二十八年七月十七日 受理

西日本水害対策に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次

今次の西日本の水害対策に要する費用は巨額に上ることは明らかであり、地方公共団体の財政力のみでこれを賄うことは到底不可能であるから、災害対策特別法を制定されるとともに、百億程度の応急復旧資金を早急に融資すること、特別交付金のわくを拡大すること、諸税の減免を図ること、営農融資を行うこと等についてすみやかなる措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十八年九月五日印刷

昭和二十八年九月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局